

宗教倫理学会 2024 年公開講演会  
公開講演

2024年3月9日（土）

於 キャンパスプラザ京都・2Fホール

講 師

鎌田 繁（東京大学 名誉教授）

演 題

イスラームと自由

コメンテーター

小田 淑子（元関西大学教授）

司 会

澤井 義次（天理大学名誉教授）

# イスラームと自由

鎌田 繁（東京大学名誉教授）

鎌田と申します。過分なご紹介をいただきましたが、単に今までイスラームの研究をしてきたというだけのことです。本日は「イスラームと自由」という大きなタイトルをつけてしまいました。主にイスラームの中で中心的な権威でもある「クルアーン」という一冊の書物について、さまざまな学者がいろいろな意見を述べています。「クルアーン」の中に「自由」という言葉があり、それについても学者たちが異なる見解を述べています。本日はきっちりした理論的な筋道に従って、それに応じた結論に至るといような議論ではなく、イスラームの中で「自由」という言葉や観念をめぐる、どんな議論がされているのかを紹介し、それを通してイスラームの考え方を少しでもわかっていただければ、私が話をする意味があるかなと思っている次第です。

「クルアーン」という言葉が出てきましたが、我々にしてみれば一冊の書物の名前ではないともいえますが、「クルアーン」というのはアラビア語で書かれているイスラームの聖典であり、世界の創造者であり唯一の神が語った「神の言葉そのものである」と考えられています。何となく「ああそうか」と思って聞くだけかもしれませんが、そこに書かれている言葉は無謬の神の言葉そのものであり、そこには誤りがあるなどは考えることはできません。これがムスリム（イスラーム教徒）にとっての基本的な理解です。ですから「クルアーンに、こういうことが書いてある」といえば、それだけで「真理」としての意味をもっているわけです。「クルアーン」の言葉をどう使うか。「クルアーン」は20数年にわたって神（アッラー）が預言者ムハンマドに伝えた種々の言葉を3代目正統カリフ・ウスマーンの時代(644-656)に書物として集成されたと考えられています。我々がそれを読むと「この節とこの節は矛盾している」という言葉もあるわけです。一見、矛盾している言葉であっても、それは神の言葉だということで「こっちが正しくて、そっちは間違っている」と否定できるものではないのです。どういうことを神は言おうしていたのか、考えていたのかを考察していかないといけない。一見、矛盾しているようでも、同じ一人の神が語ったものである以上、何らかの形で、そこから矛盾なく意味を引き出していくということが、ムスリムの学者の仕事になってきます。いいかえれば、「クルアーン」の言葉をどのように解釈していけば「神の意思を、そこから正しく引き出せるのか」ということにムスリムの学者たちは心血を注いできたといっているでしょう。

イスラームは「神は主、主人である」とはっきりいっており、そして我々人間は「その神によって創造されたものである」といいます。その意味で我々人間というのは‘abd ——まさに「奴隷」という意味の言葉ですが——であり、主人 rabb である神にただひたすら服従する「奴隷」、これが人間の基本的な位置づけとなるのです。イスラームでは「神と人間との関係を主人と奴隷ととらえる」ことが基本的な枠組みになります。「そもそも奴隷なんて言葉は気に入らない」という

のが、今の我々の感覚だと思うのですが、イスラームにあっては「神に対して人間は奴隷である」ということをはっきりいつてくるわけです。

人間の基本的なあり方は「奴隷」ですから、では「完全な人間性はどういうものか」というと、それは「神に対する奴隷性を完璧なまでに実現したものが本当の人間、本当の神の奴隷だ」という言い方になってくるのです。そういう話を聞くと「我々の感覚とは違うな」と思われるかもしれませんが、議論として、それがすべての背景になっていることを頭のどこかに入れておいてください。それを端的に示す言葉として、「クルアーン」19章36節に、「神は私の主であり、あなたの方の主である。だから彼に仕えなさい。これこそ正しい道である」とあります。「彼に仕えなさい」というのは、アラビア語で *fa'budūhu* という言葉ですが、「奴隷」という語、*'abd* と同じ語根 *'-B-D* から成る動詞で「神は主であり、人間は主である神の僕である、奴隷である。奴隷として神に仕えるのが人間として最高、最善のあり方だ」というのが、言葉の上でのイスラームにおける「人間と神との関係」になってくるわけです。そういう枠組みがイスラームにあるのです。

そういう中で「自由」をどう見るかは、なかなか悩ましいところで、「自由」という言葉は「クルアーン」の中でも数は少ないのですが、あるのです。*ḥurr* というのは「自由な」という形容詞の形です。*ḥurr* という語の語根は *H-R-R* であり、いくつかの基本的意味をもちますが、そのひとつが自由とか解放とかいう意味です。我々が普通にいう抽象名詞としての「自由」という語は、*ḥurr* を抽象名詞化した *ḥurriyya* という形になります。ただこの語自体は「クルアーン」の中には出てきません。

*ḥurr* という語とは別に、自由とかかわる語に *ikhtiyār* という語があり、これは選択という意味を基本にもつ語で、イスラーム神学の中で「人間の自由と神の決定」の議論の中で出てくる言葉です。この語は「自由意思」と訳されることが多いのですが、本日の話ではこれ以上は *ikhtiyār* という言葉に関して触れることはいたしません。

*ḥurr*(自由人)の語はクルアーンではに次のようにひとつの節に2例出てくるだけの語です。

信仰する者よ、あなたがたには殺害に対する報復が定められた。自由人には自由人、奴隷には奴隷、婦人には婦人と。だがかれ(加害者)に(被害者)の兄弟から軽減の申し出があった場合は、(加害者は)誠意をもって丁重に弁償しなさい。(2章178節)

古代オリエントの時代から知られている同害復讐についての規定です。この用例では奴隷身分と対比される自由人の意味で用いられています。明確な形で「自由人や奴隷の身分はこういうものだ」という議論は「クルアーン」の中にはないように思いますが、この節のように、「自由人」だったら鞭打ち100回のところを「奴隷」の場合は半分の50回の刑になるという規定を提示するような、法実践の面で議論されています。この節の議論は現実の社会的な身分としての自由人、奴隷に関するものですが、クルアーンの基本的枠組にある、被造物である人間は創造者である神の奴隷であるという考え方がイスラームをつよく規定しているため、イスラームのなかでは人間の自由を正面から議論することには抵抗があったと思います。

誰に束縛されることもなくものを考え行動できることが自由であるという、我々が理解している自由なるもの、それについてイスラームのなかではどのような議論があるのか、考えてみたいと思います。我々の理解する「自由」に一番関わるのではないかと思われるクルアーンという言葉は2章256節、「宗教には強制があってはならない」*lā ikrāha fī al-dīn* でしょう。強制的に人を宗教に入れること、そういうことはいけない、してはいけないということが明確に「クルアーン」の中に、すなわち、「神の言葉」として書かれているわけです。特に「クルアーン」の解釈で問題になるのは「ジハード」という、武力でもって戦うこと、異教徒を武力で攻撃し、服従させることとどう折り合いをつけるかです。「武力によって強制的に相手にイスラームを受け入れさせる」あるいは「受け入れなかったら殺す」という二者択一の関係が出てくるのですが、そういう文脈で「強制があってはいけない」ということを、どう理解するかは、かなりイスラームの中でも難しい点になっていると思います。

「啓示」の状況。イスラームで「クルアーン」を解釈する場合、その言葉が啓示された時、どういう状況で、その言葉が啓示されたのかを初期の学者たちは一生懸命考えています。「こういう背景があった」ということは「伝承(ハディース)」の形で伝えられてきます。このような「伝承」は常に首尾一貫しているわけではないのですが、この「宗教の強制があってはいけない」という言葉が神によって下されたのは、次のような状況であったと説明されています。

預言者ムハンマドたちが、メッカからメディナに移ってきた時(622年)、彼ら(ムハージールン「移住者」の意)を助けたメディナ在住の人々(アンサール「援助者」の意)のひとりに関係して下された啓示であると説明します。彼ら(アンサール)はムスリムになっていたのですが、彼には二人のキリスト教徒の息子がいた。「こんなことがあるのだろうか」と思うかもしれませんが、当時のアラビア半島にはアラブの多神教徒のほか、ユダヤ教徒もキリスト教徒もいました。すでにムスリムになっている彼が「息子二人をムスリムにしたい」と思うのです。それで「どうでしょうか」とムハンマドに聞きに来たのです。しかし、二人の息子は「キリスト教以外は嫌だ。ムスリムなんて誰になるか」と言っていたと言います。そういう状況で、このクルアーンという言葉が下った。そういう意味で「宗教に強制があってはならない」というのはイスラームの「伝承」の中でも「他の宗教者をイスラームに改宗するために強制的な手段を用いるのはいけない」という意味をもってくるのです。

以上がこのクルアーンを節を理解する基本的な前提ですが、この後、イスラームのクルアーン学者を採り上げて彼らがどんなふうに「自由」を理解しているかを考えたいと思います。クルアーンはイスラームのどの学問分野でも重要な位置を占めますが、西欧の「自由」についても知識のある現代の3人の学者をとりあげ、彼らのクルアーン注釈を見てみたいと思います。

最初にあげたのが「ワフバ・ズハイリー」*Wahba Zuḥaylī* 1932-2015 という人で、2015年に亡くなった人ですから現代の学者とっていいでしょう。この人は基本的には法学、法哲学を研究していた方で評価の高い学者です。日本でも「ズハイリーに会って勉強した」という研究者が

いたと思います。

ズハイリーが、どういう言い方をするか。それは「イスラームへの入信を誰に対しても強制するな」ということです。結局、信仰というものは「納得」(iqtinā‘)と「証拠」(ḥujja)と「論証」(burhān)という議論をして、きちんと理論的にも受入れるもので、最終的には「納得する」ことが大事だといえます。何かの宗教を受け入れることを納得することなく受け入れるのでは、それは本当の意味で「納得」した宗教にはなりません。本当の意味で「入信」することにならないのです。その意味で「無理強い、強制の手段は意味がない」ということになります。

「クルアーン」10章99節に「もし主の御心なら、地上の凡ての者は凡て信仰に入ったことであらう。あなたは人々を強いて信者にしようとするのか」とあります。神がもしこの世界の人間すべてをムスリムにしようと思うのであったら、できないはずはない。神は万能であるというのがイスラームの基本的な考えですから。しかし「全ての人間がムスリムになっていないのは神に考えるところがあるに違いない」と見ることができるのです。そういうふうに「神が考えて行っているのに、人間が勝手にすべての人間をムスリムにすべく、武力まで使おうとする。そんなことはおかしいじゃないかと神はいっている」という文脈に引き込んでいくことができるのです。

ズハイリーは現代的な感覚をもって「自由は人間の尊厳についているものだ。それはどの人間にもある自然な権利だ」と書いています。それを証拠立てるために、イスラームの論証の仕方、ムハンマドの直接の弟子たちの言葉も援用します。イスラームでは「クルアーン」に書いてある言葉は無条件に「真理」になります。そしてムハンマドの言葉もそれに準じる形で受け入れていきます。ムハンマド以外の同時代の人々の言葉も、それに準じた形で参考にします。預言者や最初期の信者たちの残した言葉に基礎をおいて議論していくのが、イスラームの宗教において判断を生み出す基本的な方法です。過去のムスリムの学者たち同様に、現在の学者たちも昔の人々の語った言葉、行った実践、下した判断の知識を頭の中に貯め、それを適宜ふさわしい形で引き出して議論していくのが基本的な議論の形になります。

ズハイリーが引用しているもので、第二代カリフのウマルが彼の代理人としてエジプト総督として送ったアムル・ブヌ・ル・アースに告げた次のような言葉があります。

彼ら(エジプトのコプト教徒)の母親たちは彼らを自由人として生んでいるのだから、お前たちはあの人々をいつ奴隷のようにしようとするのか？(→奴隷のようにすることなどできない。)

エジプトのコプト教徒(キリスト教の一派)の母親は子供を自由人として生んでいるのだから自分たちの宗教であるコプト教徒として育てている。それをいくらムスリムがエジプトを支配しているからといって奴隷にするように無理矢理ムスリムに改宗させることはできない、という意味をズハイリーは引き出しているのでしょう。

このような事例を援用しながら、「信仰の自由」と呼ぶことのできる「自由」のあり方は、「クルアーンに明らかである」として、その根拠として2章256節の「宗教には強制があってはならな

い」という言葉や、10章99節「もし主の御心なら、地上の凡ての者は凡て信仰に入ったことであらう。あなたは人びとを、強いて信者にしようとするのか。」を引用します。ズハイリーはこのようにクルアーンや最初期の権威ある信仰者の言葉に根拠を置いて、自由、とくに信仰の自由をイスラームは認めていると論じます。

しかし同時に、クルアーンや預言者のハディースなどの初期の文献には、信仰の自由を否定する言葉も残されています。そのような言葉を無効にしないといけません。イブン・ウマルが伝える預言者の言葉があります。

「私(預言者ムハンマド)は人々(al-nās)と戦うように命じられた。彼らが神のほかには神的存在はなくムハンマドは神の使徒であると[信仰]告白し、礼拝(サラート)を行い、救貧税(ザカート)を出すようになるまで。彼らがこのように行う際には、イスラームの要請がないかぎり彼らは彼らの血と財産を私から守ることになり、彼らの(終末の)清算は神の手に任せられる。」 *Ṣaḥīḥ al-Bukhārī* No.25 (Sunnah com)

かれらがイスラームを受け容れるまで戦わなければいけない。これを受け容れるならば、現世での彼らの生命や財産は保障する、という意味でしょう。武力を用いてもイスラームを受け容れさせよ、ということになります。「イスラームを受け入れるまで人々と戦え」というハディースのこの言葉には、「クルアーン」2章193節の「迫害がなくなって、この教義が神のため(最も有力なもの)になるまで彼らと戦え」という神の言葉に呼応しているといえるでしょう。神の命令として「異教徒がイスラームを受け入れるまで徹底的に戦いなさい」と語られていることになります。

「クルアーン」9章5節は「剣の節」とも呼ばれ、多神教徒は片っ端から殺せと過激な内容を含む言葉があります。

聖月が過ぎたならば、多神教徒を見付け次第殺し、またはこれを捕虜にし、拘禁し、また凡ての計略(を準備して)これらを待ち伏せよ。だがかれらが悔悟して、礼拝の務めを守り、定め喜捨をするならば、かれらのために道を開け。本当に神は寛容にして慈悲深い方であられる。

「宗教に強制はない」という言葉と対立する考え方が同じクルアーンのなかにもあるということになります。極端に違う方向を向いた「クルアーン」の言葉、それは神の命令でもあります。そういう対立する言葉をどう整合的に解釈したらいいかというのが「クルアーン」を解釈する者にとって重要な課題になってきます。それでこの二つをうまく調和的に解釈する方法はなかろうかとズハイリーも試みています。

ズハイリーは先ずハディースや法学に著述を残した12世紀の学者イブン・ル・アラビー(d.1148)の説をとりあげます。この人は『クルアーンの諸判断』という本を書いており、「クルアーン」の注釈のような形で第1章から順番に議論を進めています。「クルアーン」各章のなかに

法的な論題があると、それに関して法学者たちが「どういう議論をして、どういう問題点があるか」を記述しており、使いようによっては役に立つ書物です。

「宗教には強制はない」というクルアーンという言葉について、イブヌ・ル・アラビーは「強制」という言葉を二つに分けて考えた。一つは「偽りへの強制」、もう一つは「真実への強制」です。「偽りへの強制」はインチキな宗教に無理やり引きずり込むという意味だということで、これは普通の強制で「クルアーン」の通り、「こういうことに強制はいけない」と考える。それに対して「真実への強制」もある。「真実」というのは「イスラームの教えに強制的に導くこと」、それはどうなのか。このあたりになるとムスリムのなかにも「無理やりでもイスラームに入信させれば、その人は来世で地獄に落ちなくてすむから強制だっていいではないか」という人も、出てきます。

「真実への強制」は、先ほど紹介した伝承「私は人々と戦うように命じられた。彼らがムスリムになるまでは」という預言者の言葉が存在する以上、イスラームへの強制である「真実の強制」は認められるという言い方をするわけです。「真実への強制」は特殊な問題だから、それは「クルアーン」でいう「強制はいけない」ことには入らないという言い方を採用するわけです。

このイブヌ・ル・アラビーの理解に対してズハイリーは「イスラームへの強制は許され、非イスラームへの強制は許されない」というのは、あまりに身勝手過ぎると考えて別の理由づけを提起します。

「私(預言者ムハンマド)は人々と戦うように(神に)命じられた」という伝承の「人々」al-nās というのは誰かという、「アラブ多神教徒である」とズハイリーは言います。この「人々」が「アラブの多神教徒」を指すことは学者たちの合意によって明確であり、合意していることだけで、高いレベルの真理性をもつこととなります。ここで「ムハンマドが戦う相手として認めているのはアラブの多神教徒である」という命題が成立します。ここから二つのことが引き出されます。(1)アラブという部族はムハンマドの部族であり、このアラブの預言者を支えることをしなければいけない部族である。また、(2)当時のアラブの生きる場は、イスラームが、これから生まれ出て成長していく、まさにその場所である。そういう二つの特殊な理由があったのだと、ズハイリーは指摘します。この二つの理由があったので「人々と戦え」というイスラームへの強制が許されたのであり、ただイスラームだから許される、というのではないのです。

「イスラームがこれから展開していくという時にあって、イスラームに敵対する多神教徒を制圧することがなによりも重要な課題であり、それゆえにその戦いは神によって特別に認められたのだ」という議論をしているのです。ムハンマドの生きていた時代のアラブの地にのみ当てはまるということです。しかし現代は、そういう時代ではなく、この特殊な二つの理由があてはまる状況はないのです。多神教徒をアラブの世界に探しあてることはできないでしょうし、「戦え」といわれているのはアラブの多神教徒であって、非アラブの多神教徒は対象にはなりません。アラブの多神教徒というのは、今やすでに存在していません。ですから、たとえアラブの多神教徒なる者が今現在存在していたとしても、イスラーム勃興期とは時代状況も異なり、彼らと戦うことは許されないと議論をしていくのです。

このように「自由」という観念ひとつに対しても、関連する言葉を、一つひとつ「クルアーン」や

預言者の伝承(ハディース)に出てくる言葉の解釈と重ねていきます。ムスリムの、イスラームの学者たちは、現代においてもこれまで培われた伝統的な解釈方法を用いて議論を進めているといえるでしょう。

次に「サイド・クトゥブ」Sayyid Qutb 1906-1966 という人のクルアーン解釈をとりあげます。ズハイリーに比べると知名度の高い人で、エジプトの「ムスリム同胞団」というグループのイデオログだった人でエジプト政府によって思想犯として投獄され処刑された人です。彼は伝統的な学問をきっちり修めた人ではないのですが、アメリカ留学を経てイスラーム回帰を遂げ「クルアーン」全体についての注解書を残しました。「ムスリム同胞団」の主張はイスラームに基づく社会を作り出すことであり、その道筋をクルアーンに求めようという立場であり、彼の注解書は多くの人々に読まれています。ネットで調べるとアラビア語の他、英語訳、インドネシア語訳を、ひとつのサイトで読めるようになっているサイトもあります。それくらい東南アジアを含めてサイド・クトゥブの思想は広く伝えられています。

サイド・クトゥブ自身は「信教の自由は大事だ」とはっきりいっています。しかしながら、ズハイリーと同じように「信教の自由、強制はいけない」ということと、「ジハード」、すなわち、非ムスリムを武力でイスラームを受け容れさせることはいいのか悪いのかという議論が、問題意識として残ってくるのです。彼の場合、ズハイリーのように「クルアーン」の議論に深入りはしていませんが、少なくとも「ジハード」をする、非ムスリムと戦うことは必要に応じてムスリムにとっても義務であるといえます。その根拠として2章193節を上げています。

ここでは「迫害がなくなって、この教義がアッラーのため(最も有力なもの)になるまでかれらに対して戦え」と「ジハード」の義務性を述べています。ただ「宗教に強制はない」といい、さらに「信教の自由は人間のもつさまざまな権利のうちの最も大事なものである」とも彼はいうのですが、同時に「信教の自由」が大事だけでなく、「ジハード」の準備もちゃんとしなければいけないというのです。ムスリムの立場、ムスリムの置かれた状況はどうなのかという、たとえば現代の話ではなくて歴史的な話になりますが、スペインにムスリムが独特のアンダルス・イスラーム文化を謳歌した時代がありましたが、レコンキスタ運動によってスペインからユダヤ人同様に追放されることになりました。それもムスリムに対する迫害であり、また十字軍の来寇もムスリムが平和に住んでいたパレスチナを騒乱の場にしてしまいました。現在においてもムスリムはさまざまところで迫害されているというのがサイド・クトゥブの自己理解になってきます。そしてまたムスリムが大多数を占める国々の中にあってもクルアーンの教えに従って神に対する崇拝を実践しようとしても、専制的な支配者が、人間の身勝手な欲望から神と人間との間に入り込んで「真のイスラームの実現を妨げている」というわけです。逆にいうと、そういうことをはっきりいったために権力をにぎるムスリム国家の支配者によって彼は捕らえられ処刑されるわけです。

未だに迫害がなくならない以上、「迫害を受けた時に戦える力をもつことは大事だ」ということをサイド・クトゥブは言っています。「信教の自由」が大事だということとともに、ムスリムたちが置かれた状況は決してよくないので「必要な時には戦えるよう準備をしなければいけない」。



このように「自由」の話を論じるのです。彼のクルアーン解釈はムスリムが現在、置かれている状況を見極め、そのなかで真のイスラーム社会を実現するためには「ジハード」をどう組み合わせなければいけないかまでを議論の射程にもつようなものなのです。

3人目の学者として上げたのが「タバータバーイー」al-Ṭabāṭabā'ī (1904-1981)です。この人も20世紀初めに生まれ、1981年に亡くなったという意味で、現在の学者とっていいと思います。先ほどの二人の学者はスンニー派の学者ですが、このタバータバーイーはシーア派の学者です。イランやイラクで教育を受けてイランで子弟の教育に従事した人です。クルアーン注釈の他哲学などにも著作のある学者で、日本語にも『シーア派の自画像』（森本一夫訳、慶應義塾大学出版会、2007）、『現代のイスラーム哲学 ヒクマ存在論とは何か』（黒田壽郎訳、書肆心水、2010）が翻訳されています。

彼の見方としては「宗教に強制があつてはいけない」と認めるわけです。「無理強いする宗教の否定」をいっています。では宗教はどういうものか。「実践的なものが知的なものにつながっているような連結したものだ」と。そして「宗教はさまざまな信条を包み込むものだ」と。単に頭の中で「神は一人です」というだけでなく、神が一人であるならば、それにふさわしく、彼に対して1日に決められた礼拝をするというように全体が連なっているものとして宗教を見ていくのです。

それで「信条、信仰というものは心の問題だ」といい、「心の中の問題を外から、いくらいっても強制して変えることはできない」といいます。強制が、かかわることができるものは外面的なもの、身体的、質的な行為、運動だということです。「質的」という哲学文脈の言葉がポンと出ますが、彼はイスラーム哲学にも造詣が深い人です。その意味でクルアーン注釈にも哲学的な理解も入ってきています。

ズハイリーやサイド・クトゥブは「信教の自由を認める」という立場をとっていますが、タバータバーイーは「信教の自由は、ありえない」と強く、はっきり主張しています。

イスラームに関して、その法令 qānūn (ギリシャ語のカノンという語に由来し、イスラームではシャリーアに直接つながらない法規定を指すことが多いのですが、ここではそのように見えるものもイスラームの原理に従うものであると理解しているのだと思います。)は、「あなたが知っているようにタウヒードの基礎の上に置かれている。タウヒードは神の優越性の議論であり、ありとあらゆる権威は唯一、神に収束していくものでなければならない」という考え方を彼は提示しています。

「タウヒードの基礎の上にあり、そしてそれに続く段階では、人間の行動についてのすぐれた倫理の基礎の上に置かれるのが、イスラームでいう法なのだ」といいます。そして「存在しているものはどんなものであれ、個人的、あるいは共同体的な実践の中で小さいものも大きいものも、すべてをその(倫理)は扱っており、人間に関わる、あるいは人間がかかわるどんなものも、イスラームの法が、それに足、あるいは足跡を残さないようなものはない」といっているのです。「人間行動の、ありとあらゆるものはイスラームの法、シャリーアによって規定されている。そうい

う中で自由はありえない」というのが、タバータバーイーの立場になります。

2章256節は「宗教に強制はない」といっていますが、「タウヒード(一元性の原理)というものが、すべてのイスラーム的な法秩序の基礎にある」のであり、ただ「一元性に基いて、すべてイスラームの法秩序はできあがっているのです」。ですからそういう中で「信仰の自由という、多元性を前提にする考え方が、成立することは不可能である」と言うのです。

信条というものは人間の意思や行為を規定する役割をもつ知識で、人間の意思や行為を超えた高い位置にあります。信条という与えられた判断の枠組みに沿って適切な行動を判断、実行していくことは人間にはできます。その(低次の)レベルにあっては人間の自由な意思を働かせることは可能です。ですが、そういう人間の判断の枠組みを提示する「信条は(高いレベルにあり)人間の自由な意思による行為の範囲にはない」とするのです。それは「人間を超えたタウヒードの宗教のレベルであって、啓典の民の合意という真実によって確定している」といいます。ここでも「合意」が出てきますが、「唯一の神がすべてを規定している」という考え方は、イスラームだけではなく、ユダヤ教、キリスト教、さらにはゾロアスター教も含めて啓典の民たちが「合意」した真実なのだと言っています。

ですから「自由」というのは神によって定められた人間の力を越えた高いレベルにあることになります。そこは強制と自由という対立を越えた一元性の領域であり、そこには相対的な強制や相対的な自由はありえないのです。クルアーンにいう「宗教に強制はない」という言葉はこの次元でのあり方を示していることになります。しかしながら、タウヒードの宗教の中で、その問題を低次のレベルのより具体的な形で論議することは、人間の力でもできるといいます。

具体的な例をあげると、昼にパンを食べるか、ご飯を食べるか、そういう自由な判断は自由にできます。パンを選ぼうか、ご飯を選ぼうか、それによって神が称讃したり罰を与えたりはしません。それは結局、人がパンにするか、ご飯にするか選ぶレベルの問題ではなく、神が人間に対して「何を食べようと構わないぞ」という形で、すでに高いレベルで決められているのです。人間がそこで何かを選ぶということは、すでに神によって規定された範囲の中での選択でしかないと思われるでしょう。孫悟空が行けるところまでいってみても、お釈迦様の手からは出られなかったという話がありますが、そのような感じかもしれません。

3人の注釈者の議論を考えてみましたが、ズハイリーの議論は「宗教に強制はない、基本的には宗教は自由に選べる」という言い方をしている。ただ「クルアーン」の中に「敵がイスラームを受け入れるまで戦え」という宗教の強制は当時のアラブの多神教徒の社会という特殊な状況の中で許されただけなのだと言っている。神の真意は徹底的に「信教の自由を守ること」なんだと。それはまさに「お前たちが信仰者になるか、不信仰者になるかは、お前たちの勝手だ」という言い方を「クルアーン」の言葉(18章29節)から引いているのですから、ズハイリーの理解は、それなりにいいところを突いているのではないかと思います。

サイド・クツブの理解は「宗教的な自由は大事なことだ」とズハイリー同様にいうわけですが、同時に彼は「いかに現在のイスラームが置かれている状況を改善していくか、それが大事

だ」といい、今の状況でもムスリムは迫害を受け、また専制的な状況に苦しんでいる。こういう状況にあるから「常にジハードの用意を怠らないことが必要だ」といって議論を重ねていくのです。

そして最後のタバータバーイーは「宗教に強制はない」という言葉を、「内心の問題に強制が入り込むはずはない」とまず理解します。この神の一元性の信条が人間の思索の枠組を規定するのであり、このタウヒードの枠組を離れるような思索や行動を行う自由はあり得ないので。人間に許された自由はこの枠組の内部での思索(この枠組をどう理解するかの説明も許された思索に含まれる)や行動の選択だけになるというのです。

同じ一つの「クルアーン」の言葉ですが、それをめぐっていろいろな学者が様々な立場から議論をして自分たちの主張を引き出していくのが、イスラーム的なものの考え方になります。

少し、ニュアンスが違う神秘家の話をしようと思いましたが、時間の関係で、一応、お話はここで止めさせていただいて、ご質問の中で、その時にお答えすることにしたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

文献について

講演のなかで触れた諸家の議論は以下の著作を参照した。

Wahba al-Zuhaylī, *al-Fiqh al-islāmī wa-adillatuhu*, 8vols., Dimashq: Dār al-Fikr, 1405AH/1985CE

-----, *al-Tafsīr al-munīr fī al-‘aqīda wal-sharī‘a wal-manhaj*, 32vols., Dimashq: Dār al-Fikr, 1411/1991

Ibn al-‘Arabī, *Aḥkām al-Qur‘ān*, 4vols. in 1, Ed. by ‘Abd al-Razzāq al-Mahdī, Bayrūt: Dār al-Kitāb al-‘Arabī, 1425/2004

Sayyid Qutb, *Fī zilāl al-Qur‘ān*, 7vols., Bayrūt/ al-Qāhira: Dār al-Shurūq, 1406/1986

英語訳 <https://www.kalamullah.com/shade-of-the-quran.html>

アラビア語・インドネシア語訳・英語訳 <https://tafsirzilal.wordpress.com/>

al-‘Allāma al-Sayyid Muḥammad Ḥusayn al-Ṭabātabā‘ī, *al-Mīzān fī tafsīr al-Qur‘ān*, 20vols. Bayrūt: Mu‘assasat al-‘Alamī lil-Maṭbū‘āt, 1393-1394/1973-1974

英語訳 <https://almizan.org/>

ここではあまり触れなかったが、以下のような著作があり、神秘家の議論についても触れており、面白いかもしれない。

Franz Rosenthal, *The Muslim Concept of Freedom - Prior to the Nineteenth Century*, Leiden: E.J.Brill, 1960